

再編統合に向けた基本合意書の締結

R8.3.26
保健福祉部医療政策課

「栃木県」と「国立病院機構」は、「県立病院」と「栃木医療センター」を再編統合し、新病院の整備に向けた協議を進めていくに当たり、必要な基本的事項について合意しました。

引き続き、県では県立病院の再整備に向けた検討を進め、県民が健康で安心して暮らせる医療提供体制の確保に取り組んで参ります。



栃木県〔県立病院〕

R8.3.26 基本合意



(独)国立病院機構

栃木医療センターとの再編統合により目指す主な効果



	がんセンター
所在地	宇都宮市陽南
病床数	291床
職員数	466名



	リハビリテーションセンター
所在地	宇都宮市駒生町
病床数	153床
職員数	290名



	岡本台病院
所在地	宇都宮市下岡本町
病床数	221床
職員数	179名

高齢者の増加に伴う
併存症や救急等の医療
ニーズへ対応

災害や新興感染症の
発生時に率先して医療
を提供



目指す
効果



スケールメリットを活かした
経営の効率化等により、
将来にわたって持続可能な
医療提供体制を確保



	栃木医療センター
所在地	宇都宮市中戸祭
病床数	350床
職員数	382名

*新病院の対象となる県立病院は基本構想策定の中で検討。

基本合意書の主な内容

- 県立病院と栃木医療センターの再編統合に向けた協議を進める
- 新病院の運営は、県が新たに設立する地方独立行政法人が行う
- 新病院の施設整備は、県(又は県が新たに設立する地方独立行政法人)が行う
- 新病院の診療機能は、各病院が担ってきた診療機能を基本としつつ、地域医療構想を踏まえながら充実及び強化に努める